

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

平成23年 8 月 30 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 市長招集あいさつ
- 日程第 7 議案第28号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第29号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第30号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第31号 愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第32号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第33号 平成23年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第13 議案第34号 平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第35号 平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 認定第 1 号 平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2 号 平成22年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 3 号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 4 号 平成22年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 5 号 平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 6 号 平成22年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 7 号 平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 8 号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 9 号 平成22年度愛西市水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 報告第 2 号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 陳情第 8 号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情について
- 日程第26 陳情第 9 号 愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について
- 日程第27 陳情第10号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳

情について

日程第28 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について

日程第29 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について

日程第30 決算特別委員会の設置について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（24名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	6番	永井 千年 君
7番	石崎 たか子 君	8番	竹村 仁司 君
9番	鷲野 聡明 君	10番	堀田 清 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	岩間 泰彦 君
13番	真野 和久 君	14番	加藤 敏彦 君
15番	日永 貴章 君	16番	榎本 雅夫 君
17番	加賀 博 君	18番	大島 功 君
19番	大宮 吉満 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 芙美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 洋治 君
総務部長	石原 光 君	企画部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 善巳 君	教育部長	水谷 勇 君
市民生活部長	篠田 義房 君	上下水道部長	大島 静雄 君
消防長	横井 勤 君	福祉部長	加賀 和彦 君
監査委員	河原 操 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部 秀三 議事課長 伊藤 浩幹



午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、12番・岩間泰彦議員、13番・真野和久議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月22日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日、8月30日から9月22日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月22日までの24日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会及び後期高齢者医療広域連合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区急病診療所組合議会議員の近藤健一議員、よろしくお願いいたします。

### ○23番（近藤健一君）

海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

平成23年6月27日、海部地区急病診療所内におきまして、第3回臨時会が行われました。

付議事件といたしまして、議長選挙について、弥富市の佐藤高瀬さんが選任されました。

また、副議長選挙について、蟹江町の松本正美様が選任されました。

同意案第1号：監査委員の選任について、識見を有するものとして、蟹江町副町長の河瀬広幸様が選任されました。

同意案第2号：監査委員の選任について、議会議員選出は、あま市選出議員の林正彦さんが選任されました。

そして、23年8月19日、弥富市十四山スポーツセンターにおきまして、第4回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第5号：平成23年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額348万円、補正後の予算総額1億3,398万円で、全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成22年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額1億6,028万9,540円、歳出総額1億3,182万5,740円、差引残高2,846万3,800円で、全員賛成で認定されました。

以上、報告を終わります。

### ○議長（大宮吉満君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の永井千年議員、よろしくお願いいたします。

### ○6番（永井千年君）

それでは、海部南部水道企業団議会について報告をいたします。

去る平成23年7月20日から8月5日までを会期として行われました。7月20日は、台風接近のため延会となり、7月25日に上程、質疑、8月2日に工務委員会と総務委員会、8月5日に採択という日程であります。

付議事件としては2件です。

まず、議案第4号の平成23年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）についてありますが、補正額としては、支払利息の減額325万円です。予算総額22億3,001万5,000円です。資金的収入としては、補正額は企業債の借りかえが2億5,200万円あります。予算総額は6億4,449万8,000円です。資金的支出といたしましては、繰り上げ償還制度に伴う償還金が2億5,460万9,000円、予算総額13億1,474万6,000円あります。全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成22年度海部南部水道企業団水道事業決算についてであります。

収益的収支、収入22億8,320万6,253円、支出21億6,324万7,405円。

資本的収支、収入3億1,154万9,550円、支出9億1,728万1,877円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補てんする内容でありました。

入札改革の結果の分析や料金引き下げの努力などについての質疑がありましたが、全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、後期高齢者医療広域連合議会議員の中村文子議員、お願いいたします。

#### ○24番（中村文子君）

愛知県後期高齢者医療広域連合の報告をいたします。

7月22日金曜日にメルパルク名古屋で、平成23年度第1回の臨時会が開催されました。

付議事件といたしまして、議長選挙についてでございますが、当愛西市の私が後期高齢者の議長ということで、選任させていただきました。

副議長については、幸田町の池田久男議員が選任でございます。

同意第1号：副広域連合長の選任に関し同意を求めることについては、設楽町長の横山光明氏が選任。

それから、同意第2号では、監査委員の選任に関し同意を求めることについて、これは識見を有する者ということで、愛知県の国民健康保険団体連合会監事の小嶋勝氏が選任でございます。

それから、同意第3号：監査委員の選任に関し同意を求めることについては、これは議会議員選出で、名古屋市議会議員の小林祥子議員が選任でございます。

それから、8月26日金曜日に、同じくメルパルク名古屋におきまして、平成23年度第2回の定例会が開催されました。

付議事件といたしましては、議案第5号：平成23年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてですが、補正額は442万2,000円、補正後の予算総額は47億75万4,000円で可決されました。

議案第6号：平成23年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、補正額が12億1,869万4,000円、補正後の予算総額6,121億294万3,000円で、これも可決いたしました。

それから、認定第1号：平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定ですが、歳入総額が78億9,079万6,862円、歳出総額は77億1,933万9,880円、差引総額1億7,145万6,982円で、これも原案どおり可決となりました。

それから認定第2号：平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定ですが、歳入総額が5,820億7,518万7,880円、歳出総額が5,778億9,840万

4,893円、差引総額41億7,678万2,987円で、これも可決となりました。

それから、請願第4号：後期高齢者医療制度の改善を求める請願書については、不採択となりました。

請願第5号：愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることなどを求める請願書、これも不採択となりました。

それから、請願第6号：後期高齢者医療制度の改善を求める請願書、これも賛成少数で不採択となりました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成23年5月から平成23年7月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしく願いいたします。

また、閉会中に総合斎苑建設調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

総合斎苑建設調査特別委員長、お願いいたします。

#### ○総合斎苑建設調査特別委員長（加賀 博君）

総合斎苑建設調査特別委員会の報告をいたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は、8月22日、総合斎苑竣工式終了後に開催をいたしました。

特別委員会の今後について話し合われた結果、平成18年6月から設置されましたこの委員会も5年間で18回行われ、その都度御意見を伺ってまいりましたが、今回で調査等を終了したと考え、この段階で特別委員会を終了し、今後起きる問題等については、所管の委員会で調査していただくことについて、委員全員の了解をいただきました。

斎苑建設に当たっては、関係各位の深い御理解に支えられ、環境にも配慮した近代的な施設になるよう整備を図っていただきました。今後は、御来苑の方々が安心して御利用いただき、本施設が人生の終えんの場として御利用いただけるよう、管理運営には十分配慮していただくことを求めて、報告といたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

ただいまの特別委員長の報告のとおり、総合斎苑建設調査特別委員会は、所期の目的を達成いたしましたので、調査終了といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・議会運営委員会委員の辞任について

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

去る8月22日に、前田芙美子議員から、一身上の都合により議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、御報告をいたします。

前田芙美子議員の退場を求めます。

[22番・前田芙美子議員 退場]

お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

前田芙美子議員の退場を解きます。

[22番・前田芙美子議員 入場]

前田芙美子議員にお伝えいたします。

ただいまの議会運営委員会委員の辞任の件につきましては、許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議会運営委員会委員の選任について

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に、日永貴章議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました日永貴章議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会を開催し、副委員長を互選するために、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

午前10時18分 休憩

午前10時24分 再開

##### ○議長（大宮吉満君）

再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による互選の結果、議会運営委員会副委員長は、八木一議員に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・市長招集あいさつ

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成23年9月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、公私とも御多用の中、全員の皆様の御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ことしは6月下旬から全国的に真夏日が続き、東海地方も平年より13日も早く梅雨明けとなりました。愛西市におきましても、8月13日に37.2度の最高気温が観測されたところであり、猛暑は峠を越し、暑さも幾分和らいだとはいえ、まだまだ残暑厳しい状況下にありますので、体調管理には十分御留意をいただきたいと思います。

7月30日に発生しました新潟・福島豪雨は、大震災での被災に追い打ちをかけるような記録的豪雨となり、被災地では床上浸水、家屋の倒壊など甚大な被害が発生しています。市といたしましては、日本赤十字社と連携して、8月12日から10月31日まで、市役所初め各総合支所において義援金の受け付けをしております。皆様の御協力をお願い申し上げます。

夏の恒例行事であります各地区の納涼祭り、盆おどり大会は、好天に恵まれ、市民の皆様には真夏の一夜をお楽しみいただき、盛会のうちに終えることができました。ことに今回の東日本大震災は、未曾有の厄災に見舞われながらも、家族はもとより人々のつながり、支え合い、地域のきずながいかに重要かを教えてくれました。そうした思いの中で、例年に増して親子、家族の参加者が多く感じられた納涼祭り、盆おどり大会であったと思っております。

市の懸案事項の一つでありました愛西市観光協会が8月10日に設立、発足をいたしました。市の情報発信の拠点として、また、魅力あるまちづくりを進めるためにも観光協会の役割は大きく、これを契機に、会員相互はもちろんのことでありますが、議員各位を初め市民の皆様の御支援、御協力をいただき、観光事業を推進してまいりたいと思っております。

また、総合斎苑の竣工式には御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。22日、23日、両日の施設内覧会には約1,100名の方が来苑をされました。現在の愛西市斎場は、8月31日をもって火葬業務の幕をおろし、9月1日からは新斎苑での業務がスタートいたします。長く続いってきた4地区ごとの慣習が変わることになりますので、利用者の皆さんに御迷惑をかけないよう、業務体制の万全を期してまいりたいと思っております。

一昨日に行いました市総合防災訓練には、自主防災会、ボランティア団体並びに防災協力団体等の皆様の御協力によりまして、92団体、680人の皆様にそれぞれの訓練を体験していただきました。また、本年度新たに要援護者の方を対象とした要援護者避難支援訓練、避難所運営訓練もあわせて実施をいたしました。予期せぬ地震が頻発する昨今、そして、これから本格的な台風シーズンを迎えますが、風水害の恐ろしさや災害への備えの大切さなど、市民一人ひとりが災害についての認識を深め、自助、共助、公助の意識を高めていただき、防災・減災を将

来に伝えていくことが私どもに課せられた責務だと考えております。

この会期中には御配慮を賜り、9月7日、9月14日に敬老式を開催してまいります。それぞれお出かけをいただき、御長寿、金婚夫婦等へのお祝いに花を添えていただきたく存じます。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、条例の制定2件、条例の一部改正3件、補正予算3件、決算認定9件、報告1件の合計18件をお願いするものであります。主な提案理由について述べさせていただきます。

議案第28号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、制定をお願いするものであります。

議案第29号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、愛西市佐屋公民館を愛西市文化会館に用途変更するため、制定をお願いするものであります。

議案第30号：愛西市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律により、改正をお願いするものであります。

議案第31号：愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、学校給食佐屋センター、立田センターを統合し、新しい学校給食センターを設置することにより、改正をお願いするものであります。

議案第32号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、佐屋区域及び立田区域の使用料等の統一と、佐織区域の使用料を改定する必要があるため、改正をお願いするものです。

議案第33号：一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額5,620万5,000円を追加し、総額226億9,181万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費で住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加えるため、住民記録システム改修委託料3,675万円、民生費で後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の確定に伴い、1,480万5,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金、特別会計繰入金等を追加し、財源充当をいたしました。

議案第34号：後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額390万円を追加し、総額6億3,411万円とするものであります。歳出につきましては、前年度精算によるもので、保険料負担金64万6,000円、一般会計繰出金325万4,000円を計上し、歳入では、前年度繰越金を充当いたしました。

議案第35号：介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定の補正総額589万7,000円を追加し、総額37億3,717万9,000円とするものです。歳出につきましては、地域支援事業分の前年度精算による国庫支出金等の返還金589万7,000円を計上し、歳入では、前年度繰越金を充当いたしました。

認定第1号：平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第9号：平成22年度水道事業会計決算の認定についてまでの9件は、それぞれ歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。各会計の決算につきましては、監査委員さんの審査結果を決算審査意見書として

いただいております。また、詳しくは歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書にまとめさせていただきますので、決算書とあわせて確認いただければ幸いです。

報告第2号：平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告申し上げ、公表するものであります。なお、この健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員さんの審査意見をいただいておりますので、あわせて提出をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上が本定例会に提案を申し上げます議案の内容でございます。細部につきましては、担当部長よりそれぞれ説明をさせていただきますので、各議案とも十二分に御審議の上、議決並びに認定を賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第28号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第28号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（石原 光君）

議案第28号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、内容等について説明を申し上げます。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第8号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について内容の説明をさせていただきます。

今回、別途資料といたしましてお手元の方には参考資料として規則、それから条例の概要を添付させていただいておりますので、また後ほどお目通しの方をいただきたいと思っております。

また、今回この条例を上程させていただきました背景と申しますか、趣旨について若干述べさせていただきます。

御案内のとおり、行政の高度化、専門化や多様化する住民ニーズに対応した行政サービスの充実を図る必要があります。そして、介護休暇、部分休業等職員の就業意識の多様化等を考慮し、あわせて公務の能率的な運用を促進するため、愛西市といたしまして、今回この制度を導入するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、順次各条文の内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条は趣旨でございます。

次に、第2条第1項の関係におきましては、1項では、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を任期を定めて採用できることを定めております。そして、第2項第1号におきましては、専門的知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要し、部内で確保することが一定期間困難である場合、そして2号におきましては、専門的知識経験の活用が一定期間に限られる場合、そして3号では、専門的知識経験を有する職員を他の業務に従事させるに当たり、部内で適当と思われる職員の確保が一定期間困難な場合、そして第4号におきましては、外部における実務経験を直ちに活用する必要がある、その活用期間が一定期間に限られる場合は、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用できることを定めたものでございます。

次に、第3条第1項第1号の関係でございますが、1号におきましては、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、また2号におきましては、一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務について、そして第2項におきましては、任期付職員に従事させることで、公務の能率的運営が確保できる場合は、任期付職員の採用ができるということを定めておるわけでございます。

次に、第4条関係でございます。第4条第1項におきましては、前条第3条第1項第1号及び第2号の業務に従事させることで、公務の能率運営が確保できる場合、そして第2項におきましては、繁忙時、あるいは市民サービスの提供時間を延長する場合、そして第3項では、第1号、第2号に規定する介護休暇及び部分休業承認を職員が受けまして、勤務しない時間が生ずる場合で、短時間勤務職員に従事させることで公務の能率的運営が確保できる場合は、任期付短時間勤務職員の採用ができるということを規定した内容でございます。

次に、第5条関係でございます。ここでは、先ほどの第3条第1項第1号の業務の終了期間が一定の期間延長された場合は、任期を5年を超えない範囲で延長できるという旨を規定した内容でございます。

次に、第6条関係でございます。任期の更新でございますけれども、第1項におきまして、第2条に規定する任期付職員の任期は5年以内であること。そして第2項では、第3条、第4条に規定する任期付職員、あるいは任期付短時間勤務職員の任期は3年以内であることをここで定めているというものでございます。

そして、第7条関係でございますけれども、これは、特定任期付職員の給料について定めておるわけでございますけれども、特定任期付職員は市の給与条例とは別に規定する給料表を適用すること。そして、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には業績手当が支給できるという内容のものを規定しておるわけであります。

次に、めくっていただきまして、第8条関係でございますけれども、ここでは、任期付短時間勤務職員の給料月額の算定方法について規定をしております。

次に、第9条関係でございますけれども、ここでは、特定任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与条例が適用しない項目について規定をさせていただいております。

次に、めくっていただきまして、第10条関係でございますけれども、第10条では、委任といたしまして、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定しているものでございます。

続きまして、附則の関係でございますが、附則第1項におきましては、施行日について規定をしているものでございまして、この条例につきましては、平成23年10月1日から施行するというものでございます。

次に、第2項の関係でございますが、今回の条例制定に伴う勤務時間条例の改正についてであります。第2条の1週間の勤務時間の第4項及び勤務時間条例第3条、週休日及び勤務時間の割り振りの第1項に、それぞれ任期付短時間勤務職員を1項加えるという内容でございます。

そして第3項は、育児休業条例の改正でございますが、ここでも第3号といたしまして、任期付短時間勤務職員の規定の一部を加えるという内容でございます。

主な内容ということで説明をさせていただきました。以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第29号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第29号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（水谷 勇君）

議案第29号について説明させていただきます。

議案第29号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、愛西市佐屋公民館を愛西市文化会館に用途変更するため、条例の制定の必要があるためでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第9号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例。愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものであります。

条例を説明させていただくに当たりまして、公民館から文化会館への用途変更をすることにより、施設利用がどのように変わるかについて説明をさせていただきます。一番最後に添付をさせていただきました議案第29号資料2をごらんいただきたいと思います。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の概要といたしまして、制定の理由及び目的と利用内容、社会教育法第23条の抜粋により、公民館から文化会館への変更を説明させていただいております。文化会館として多目的な利用に活用できる施設として変更し、これまでの公民館の利用内容に加え、社会教育法第23条、公民館の運営方針に定められていた利用することが制限されていた利用も行うことができるようにし、効率的な施設運営をするものでございます。文化会館として営利的活動、例としまして、ホール等での営業による興業、企業の商品宣伝及

び展示即売など、また政治的活動や宗教活動の施設利用など、多目的な利用ができる施設とするものでございます。

それでは、条例の方にお戻りをいただきたいと思います。

第1条でございますが、こちらでは、公の施設として条例で定めることについて述べております。

第2条につきましては、設置の目的について述べております。

第3条では、施設の名称と位置について述べております。

第4条では管理と、第5条、職員の配置について述べております。

第6条では、利用の許可について述べております。

第7条では、利用許可の制限について述べております。

はねていただきまして、第8条では特別の設備と、第9条で利用者の義務について述べております。

第10条では、利用許可の取り消し及び利用の中止を述べております。

第11条では使用料について、第12条で使用料の減免、第13条で使用料の不還付について述べております。

はねていただきまして、第14条は損害賠償、第15条に規則の委任をそれぞれ述べております。

附則としまして、施行期日は、平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2項では、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を定めるものでございます。一部改正の内容は、愛西市佐屋公民館に関する規定を、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例から削るものであります。

8ページの次に、資料としまして愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条の名称及び位置の規定から、「愛西市佐屋公民館」を削り、第11条の使用料の規定による別表第1公民館施設使用料中、佐屋公民館の項及び同表備考中、第1項の佐屋公民館に関する事項を削り、第2項以降を繰り上げるものでございます。

はねていただきまして3ページ、第11条使用料の規定、別表第2公民館附属設備使用料、この中の佐屋公民館に関する部分を削り、新たにビデオプロジェクター（ホール用）を追加するものでございます。

戻っていただきまして、条例の5ページをごらんいただきたいと思います。

第3項で、経過措置といたしまして、この条例の施行日の前日までに、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた佐屋公民館の使用に関する処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすという経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第30号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第30号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第30号：愛西市税条例の一部改正について説明を申し上げます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市税条例の一部を改正する条例ということで、今回の一部改正につきましては、それぞれ条例改正は3部構成で成り立っておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1ページの第1条でございますけれども、第1条、愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正するということで、第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改めるというもので、続いて6ページをお願いいたします。

6ページの中段以降でございますけれども、第2条といたしまして、愛西市税条例の一部を改正する条例（平成20年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正するということで、附則第2条第8項、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改めると。

続きまして、第3条関係でございますけれども、愛西市税条例の一部を改正する条例（平成22年愛西市条例第7号）の一部を次のように改正するということで、附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改めると。

そして、附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改めるという改正でございます。

それでは、内容につきまして順次御説明申し上げます。

概要につきましては、資料2ということで一部改正の概要というものがお手元の方にお配りをさせていただいております。そちらの方をごらんいただきたいと思います。

それでは、改正条項に従いまして、順次概要に基づき御説明申し上げます。

最初に、第1条関係の改正内容からでございます。

第26条第1項は、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を「3万円」から「10万円」に改めるという改正でございます。

次に、第34条の7第1項につきましては、寄附金税額控除の適用対象を追加するものでございまして、認定NPO法人に限定していたものを、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附であっても、条例で指定することによりまして、個人市民税の寄附金税額控除の対象とすることができるという改正でございます。

続きまして、第2項の関係につきましては、寄附金税額控除の適用下限額、現行5,000円でございますけれども、「5,000円」から「2,000円」に変更するという内容でございます。なお、

改正後の本文につきましては、控除額の計算方法が今回削除されたことから、その控除額が法第314条の7第2項の規定により計算した額とされておりまして、改正後の本条においての適用下限額2,000円は、ここで言うこの条文の改正の中に明記されておりませんので、これはあくまで本文で規定されておりますので、その点だけ御了承いただきたいと思っております。

続きまして、第36条の2第1項の関係でございます。この改正内容につきましては、寄附金税額控除などの計算方法が削除されたことによりまして、当該規定を引用する字句を削除するという内容でございます。

次に、第6項関係でございますが、寄附金税額控除の適用を受ける場合は、申告書の提出が必要となったことから、規定も追加をするというものでございます。

続きまして、第7項から第9項の関係につきましては、これは6項が新たに追加されたことによりまして、それぞれ項ずれによるものでありますので、その点、御承知いただきたいと思っております。

次に、第36条の3第2項の関係でございますが、これは引用条文の変更によるということで、改正をお願いするものであります。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。

第36条の4第1項の関係でございますが、これは、市民税に係る不申告に関する過料、また第53条の10第1項は、退職所得申告書の不提出に関する過料、それぞれ過料について「3万円」から「10万円」に改めるという改正内容でございます。

次に、第61条第9項、第10項の関係につきましては、これは元法といいますか、地方税法の改正による項ずれを生じておりまして、それぞれ項の改正をお願いするものであります。

次に、第65条第1項の関係につきましては、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、続きまして第75条第1項は、固定資産税に係る不申告に関する過料、第88条第1項は、軽自動車税に係る不申告に関する過料について、それぞれ「3万円」から「10万円」に改めるという改正内容でございます。

続きまして、3ページの方でございますが、100条関係であります。

第100条の2につきましては、たばこ税に係る不申告に関する過料の条文規定を新たに追加をするというものでございます。

第1項は、過料を10万円とする。

第2項は、情状により過料の額を市長が定めることができるという一つの規定であります。

第3項は、過料の納期限について定めるものであります。

続きまして、第133条の関係でございますが、第1項は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を現行の「3万円」から「10万円」に改めるという内容でございます。

続きまして、第139条の2の関係でございますが、この関係につきましては、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の条文規定をここで新たに追加をするという内容でございます。そして、それぞれの項の内容につきましては、先ほどのたばこ税の関係と同一内容でございますので、内容の説明については省略をさせていただきます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

附則第7条の4第1項の関係でございますが、これは控除額の計算方法が削除されたことによりまして、控除額が別に定める規定により計算した額という内容のものでございます。

続きまして、附則第8条第1項は、肉用牛の売却所得の課税の特例措置の適用期限を、24年度から27年度の3年間延長するという改正であります。

そして、第2項の関係につきましては、免税対象牛の売却頭数要件の上限を「2,000頭」から「1,500頭」に引き下げるといふ改正内容であります。

続きまして、附則第10条の2の関係でございますが、第5項は、高齢者向けの新築住宅等に対する固定資産税の減額規定を受けようとする者がすべき申告について規定したものでありますけれども、高齢者の居住の安定化法に関する法律等の一部改正がございまして、その法の改正に伴い、税法の方で引用する字句について改正が行われたものであります。

続きまして、附則第16条の3第3項第2号から、附則第20条の4第5項第2号の改正につきましては、寄附金税額控除などの計算方法が削除されたことによりまして、それぞれ当該規定を引用する条項及び字句を削除するという改正内容でございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5ページの後段、第2条関係の改正内容であります。

附則第2条第8項は、上場株式等の配当に係る軽減税率、それから第15項は、上場株式等の譲渡に係る軽減税率、第20項は、条約適用配当等に係る軽減税率について、それぞれの適用期限を2年間延長するという内容でございます。

次におめくりをいただきまして、先ほどの20条と前後しますけれども、第3条関係の改正内容であります。

附則第1条第1項第4号につきましては、上場株式等の軽減税率の延長に伴う施行期日を2年延長するという内容であります。

それから、附則第2条第6項は、上場株式等の軽減税率について2年度延長するという改正内容であります。

以上、それぞれ法改正項目の対応等について説明申し上げました。そして、附則の方について、それぞれの改正における適用期日等をそれぞれうたっておるわけでございますけれども、この概要書の右の欄、適用年月日ということで、それぞれ改正条文について適用年月日を付させていただきますので、その点、御一読賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第31号（提案説明）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第31号：愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（水谷 勇君）

議案第31号について説明させていただきます。

議案第31号：愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第76号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、学校給食佐屋センター及び学校給食立田センターを統合して、新しい学校給食センターを設置するのに伴い、改正する必要があるためでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第11号：愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第76号）の一部を次のように改正するものであります。

題名を次のように改める。愛西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例。これは市内にあります他の施設の設置条例にあわせるため、本分の一部改正にあわせて今回改めさせていただきます。

第3条の名称及び位置の規定におきまして、学校給食佐屋センターと立田センターを削り、新たに建設しております学校給食センターを定めるように改めるものでございます。

はねていただきますと、資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

時間も大分たちましたので、ここで休憩を10分ほどとりたいと思います。再開は11時10分といたします。よろしく願いいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第32号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議案第32号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、議案第32号について御説明させていただきます。

議案第32号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、佐屋区域及び立田区域のそれぞれの区域の使用料等を統一し、並びに佐織区域の使用料を改定するため、必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第12号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

今回の一部改正は、佐屋区域においては、4排水施設の使用料金及び維持管理分担金を4排水施設統一でございます。立田区域におきましては、人数制から水量制として9排水施設の使用料金及び維持管理分担金を統一。また、佐織区域においては、東八幡浄化センターの使用料の改定をお願いするものでございます。

また、佐屋区域、立田区域、八開区域で、新たに農業集落排水施設の利用者となる場合の加入分担金を統一改定するものでございます。

その他字句等の加筆、並びに訂正をいたしました。

資料の新旧対照表の4ページをお願いしたいと思います。改正後で御説明申し上げます。

佐屋区域におきましては、基本使用料10立方メートルまで1使用月につき1,260円、10立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき126円、維持管理分担金1,260円、温泉利用の場合、1人まで315円、2人目から1人当たり210円に。

立田区域におきましては、基本使用料10立方メートルまで1,575円、10立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき136円50銭、維持管理分担金1,575円、温泉利用の場合、1使用月につき使用水量に1人当たり3立方メートルを加算となります。

5ページをお願いします。

佐織区域におきましては、東八幡浄化センターにおきます修繕計画により、耐用年数を考慮し、修繕費等を見込まれますので、使用料を1世帯当たり毎月「3,000円」から500円値上げし、「3,500円」に改めるものでございます。

また、佐屋、立田、八開区域で、新たに利用者となる場合は、加入分担金として30万円を納めなければならない。ただし、公共汚水ます等の設置工事に係る費用が30万円を超過したときは、その超過した金額も納めなければならないとするものでございます。

議案の4ページにお戻りいただきまして、附則としまして、第1項につきましては、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、第2項、改正後の第14条及び別表第2の規定は、平成24年4月以降の

月分に係る使用料及び維持管理分担金の算出方法について適用し、同年3月分以前の月分に係る使用料及び維持管理分担金の算出方法については、なお従前の例によることとし、第3項としまして、改正後の第19条の規定は、平成24年4月1日以降に新たに使用者となる者の加入分担保金について適用し、同日前に使用者となった者の加入分担保金については、なお従前の例によることとし、第4項としまして、この条例の施行の際、現に減免されていた維持管理分担金については、なお従前の例によるというものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第33号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第33号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第33号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,620万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億9,181万6,000円とするものでございます。

最初に、歳入につきましては、私より御説明させていただきます。

補正予算書の7ページ、8ページをお願いいたします。

13款国庫支出金67万8,000円と、次の14款県支出金16万8,000円につきましては、老人保健の前年度精算によるものでございます。

次に、17款繰入金325万4,000円につきましては、後期高齢者医療の前年度精算による特別会計からの繰入金でございます。

以上の歳入につきましては、今回の歳出の一般財源とさせていただきます。

一つ飛びますけれども、19款諸収入の210万4,000円につきましては、消防団員の退団者に伴う報償金受入金で、同歳出の特定財源に充当させていただいております。しかしながら、さらに不足する一般財源を18款の前年度繰越金5,000万1,000円で調整をさせていただいております。

歳入の関係については以上でございます。

歳出につきましては、それぞれ所管部長より御説明させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

初めに、総務部長より御説明いたします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、歳出の関係でございます。9ページ、10ページをお開きください。

まず、2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の15工事請負費におきまして、公有財産管理工事ということで200万円の追加をお願いしております。内容につきましては、草平町

佐屋川新田地内に市有地があるわけでございますけれども、そこに存在する忠魂碑の撤去関係に要する工事費ということで、今回計上をさせていただきました。この経緯につきましては、地元からの総意による撤去をしてほしいという要望がございました。必然的に当然予算計上、あるいは公共支出するということにつきまして、政教分離上の懸念もありましたので、こういったケースについてはどうなのかということで弁護士へも相談をし、今回の予算計上に当たったの見解を踏まえて、このたび予算計上をさせていただいたという経緯でございます。

今回、こうした撤去をすることによりまして、現在ある市有財産の安全な維持管理、あるいは適正な管理が今後図れるというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

次に、市民生活部長より説明申し上げます。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、続きまして市民生活部に係るものの中で主なものについて説明をさせていただきます。

歳出の2款総務費のうちの1目戸籍住民基本台帳費、委託料でございますが、これにつきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることによりまして、外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理ができるようにシステム改修をするのに要する経費3,675万円の追加の補正をお願いするものでございます。

3款の民生費の5目の後期高齢者医療費と、6目の老人保健医療費の関係で、過年度分の精算に伴う補正をお願いしてございます。

まず、5目の後期高齢者医療費、19負担金、補助及び交付金において、療養給付費負担金1,480万5,000円の追加をお願いしてございます。

次に、6目の老人保健医療費、23節の償還金、利子及び割引料においては、2万8,000円の追加をお願いしてございます。

私の方からは以上でございます。次は、福祉部長より御説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、3項生活保護費でございます。1目生活保護総務費で51万8,000円の補正をお願いいたしております。

内容につきましては、13節委託料でございます。生活保護システムの適正運用を図るために補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

続いて、消防長から説明をさせていただきます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、消防費について御説明させていただきます。

歳出、9款1項2目の非常備消防費の8節報償費で、消防団員退職報償金につきまして210万4,000円の追加をお願いしております。これにつきましては、消防団員の退職者増加に伴うものでありまして、25名の見込みに対しまして31名の退職者があり、なお勤続10年以上の経験

者が9名となりまして、退職金の増加によるものでございます。なお、これに伴う歳入といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金より消防団員退職報償受入金といたしまして210万4,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第34号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第34号：平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

議案第34号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,411万円とするものでございます。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、過年度分精算に伴うものでございまして、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金64万6,000円の計上でございます。また、3款の諸支出金の関係につきましては、1目の一般会計繰出金として325万4,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、繰越金を充当しております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第35号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第35号：平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第35号：平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,717万9,000円とするものでございます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございます。589万7,000円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、地域支援事業の前年度精算に伴う返還金でございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、財源として繰越金を充てさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第1号から日程第23・認定第9号まで（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・認定第1号：平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23・認定第9号：平成22年度愛西市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、まず認定第1号：平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、概要の御説明を申し上げます。

平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別冊の監査委員さんの意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、御配付させていただいております平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の主要施策成果及び実績報告書により順次御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、認定第1号：平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

実績報告書の4ページ、5ページをお願いいたします。

平成22年度決算につきましては、歳入決算額231億2,137万5,276円、歳出決算額215億7,681万965円となりました。歳入歳出差引額につきましては15億4,456万4,311円となっております。この差し引き額のうち、既に議会の方で御承認いただいております繰越明許費で、平成23年度に繰り越すべき財源の1億985万9,000円を差し引いた額14億3,470万5,311円を実質収支額として、平成23年度へ繰り越すものでございます。

以下、歳入より順次御説明させていただきますけれども、まず市税の関係につきまして総務部長より御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、私の方から市税関係について御説明申し上げます。

実績報告書の13ページをお願い申し上げます。

まず1款市税でございますが、平成22年度収入額といたしましては71億8,365万413円という決算額になりました。前年度と比較いたしまして3億4,255万2,470円、マイナス4.6%の減収となったわけでございます。

次に、税目ごとに御説明を申し上げます。

まず、市民税の関係でございますが、収入額につきましては33億2,324万4,291円で、前年度と比較いたしまして3億7,192万9,278円、マイナス10.1%の減収となっております。この要因につきましては、既に御案内のとおり、長引く不況の影響もありまして、法人分は若干持ち直したものの、やはり個人分、特に給与所得者の落ち込みが大きな影響ということになっておるものであります。

次に、固定資産税の収入額につきましては34億6,977万8,598円でございます、前年度と比較いたしまして2,897万6,890円、これはプラス0.8%の微増という結果となっております。これは、内訳といたしましては、土地につきましては事前修正により約0.1%の減という状況になっておりますけれども、償却資産につきましては、総務大臣配分及び一次配分の減少により、これも2.9%の減、一方では、家屋について、新增築家屋の増により、3.1%ほどの増となっております、全体差し引きをしまして0.8%の微増というような決算内容になっております。

続きまして、軽自動車税の関係でございますけれども、これは1億466万1,000円で、前年度と比較いたしまして247万1,000円で、これは2.4%の増という決算額になっております。

続きまして、市たばこ税につきましては2億8,596万6,524円で、前年度と比較いたしまして182万8,382円、マイナス0.6%の減少という結果になっております。

次に、入湯税の関係でございますが、これは、愛知県老人休養ホーム永和荘の廃業によりまして収入額がございませんので、その点よろしくをお願いをしたいと思います。

なお、歳入総額に占める市税総額の割合は31.1%という割合でございます。

続きまして、企画部長より再度収入関係について御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、16ページ、17ページをお願いいたします。

私の方から、先ほどの市税以外の主な歳入のうち、前年度と対比しまして増減の大きなものについて御説明させていただきます。

まず、第3款の利子割交付金につきましては、前年度対比6.1%の減、第4款配当割交付金につきましては21%の増、第5款株式等譲渡所得割交付金が16.9%の減となりました。このことにつきましては、経済状況が一部ではやや持ち直してきたものの、まだ厳しい状況にあるものととらえております。

第7款の自動車取得税交付金でございますが、前年度対比で16.7%の減となっておりますが、これにつきましては、エコカー補助金の廃止に伴う影響が大きな要因ととらえております。

次に、少し飛んで恐縮でございますが、21ページをごらんいただきたいと思います。

13款の国庫支出金の関係でございますが、前年対比33.7%の減となりました。これにつきましては、平成21年度に定額給付金の実施がされたこと及びリーマンショック後の経済対策として多くの地域活性化事業が取り入れられた影響と考えております。

次に、24ページをごらんいただきたいと思います。

17款繰入金でございますが、前年対比20.1%の減となっております。これにつきましては、老人保健特別会計等からの繰入金及び減債基金からの繰入金の減によるものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第20款市債では、前年対比42.2%の増となっております。これは、主に今年度完成をいたしました総合斎苑建設事業や継続事業でありますまちづくり総合支援事業、さらには昨年度完了をいたしました小・中学校耐震補強事業への起債額を増額させていただいたものでございます。また、これらの起債は合併特例債を活用したものであることを申し添えさせていただきます。

以上で、歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出の主な項目について、最初に総務部長より順次御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まず最初に総務部所管の関係につきまして、主な内容について御説明申し上げます。

歳出の29ページをお開きいただきたいと思います。

この関係につきましては、人事秘書課の関係でございまして、主なものといたしまして、2目秘書費におきまして、市制5周年記念式典を昨年実施しておりますけれども、その式典の記念品といたしまして、マスコットキャラクター入りのスポーツタオルの作成とか、当日、手話等の各種サークルをお願いした経緯がございますけれども、そういった団体への謝金をここから支出をしておるといふ主な内容でございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思います。

この関係は、総務課の関係でございます。31ページの上段の文書管理委託の関係でございますけれども、これは2カ年の継続事業ということで予算もいただいております。2カ年の継続事業によりまして文書管理方法を見直し、また執務室の環境改善とあわせて文書事務の合理化、効率化を進めたということで、546万という大きな額でございますけれども、執行をさせていただきました。

次に、6目の財産管理費の関係でございます。これも議会の方にお認めをいただきまして、20年度から整備を進めてまいりました公有財産管理システムについてでございます。22年度は、新たに法定内公共物等の整備を図っております。そして、資産の特定、評価を行いまして、公有財産台帳の精緻化、細かく分析したものを台帳整備したということで、精緻化を図っております。

そして、備品購入費の関係でございますけれども、これは、立田・八開地区の巡回バス、当初でも御説明申し上げておりますように、老朽化による更新を図らせていただいたという内容でございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

34ページの関係につきましては防災費、これは安全対策課の所管でございますけれども、1目災害対策総務費におきまして、防災等情報メール配信システム、これは携帯電話等を使用し、22年度から運用を開始したということで、351万5,400円執行をさせていただいております。

それから、次の行でございますけれども、全国瞬時警報システム整備工事といたしまして、

これは気象とか有事関係情報を受信するシステム、これは全国に配備されておるわけでございますけれども、Jアラートという名称でございますけれども、このシステムを22年度で整備をさせていただいたというのが主な内容でございます。

ほかにいろんな項目がありますけれども、内容につきましては前年度とほぼ同じような内容で執行させていただいております。若干金額の増減はありますけれども、内容的には大きく変わっていないというふうに理解しております。

次に、企画部長より説明申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私の方から企画部所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず企画課の関係でございますけれども、企画費で、昨年度市制5周年記念式典で発表をさせていただきましたマスコットキャラクター「あいさいさん」のデザイン委託料を初め、スポーツタオル・ピンバッジなどの啓発品の作成、また着ぐるみ、室内展示用パネルなどの備品購入費など、合わせまして763万5,581円を支出させていただいております。

35ページの方へ目を移していただきたいと思っておりますけれども、COP10の関連事業でございます。市制5周年記念植樹祭とあわせましてCOP10開催記念市町村リレー植樹を一般市民153人の方にも参加をしていただき、開催をさせていただきました。また、「地球のいのち・交流ステーション事業」への出展につきましては、商工会へ委託をさせていただいております。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

国勢調査事業の関係でございますが、昨年度は5年に1度の国勢調査の年でございます。愛西市では、市内を406調査区に326人の調査員の方、また41人の指導員の方の御協力をいただきまして実施をさせていただいております。

行政経営推進室の関係でございますけれども、庁舎検討委員会からの答申を踏まえまして、庁舎整備基本計画を策定させていただいております。

次に、37ページの情報管理課の関係でございます。電算事務委託料のうち、中段ほどにございますけれども、基幹系システムにつきましては入れかえをさせていただきました。また、情報系システムにつきましては3年計画で入れかえを進めているところでございます。

以上、企画部の所管の説明とさせていただきます。

続きまして、再度総務部長より説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、42ページをお開きいただきたいと思っております。

ここから44ページにかけては、議員各位、既に御案内のとおり、22年度国の緊急経済対策といたしまして、第2次補正予算で創設をされました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の関係について、ここで取りまとめをさせていただきました。若干前後いたしますけれども、35ページ下段の方にはコミュニティ施設整備事業という形で、企画課の中の所管として事業が掲載されておりますけれども、この42ページから44ページにかけては、ごらんいただいておりますように各所管ごとに実施をいたしましたそれぞれ事業名、事業内容、あるいはその事業に

対しての成果、それぞれ取りまとめをさせていただいておりますので、申しわけございませんけれども、御精読を賜りたいということで説明にかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。

続きまして、福祉部長より説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

45ページ以降をごらんいただきたいと思います。

45ページ以降が民生費の所管になるわけでございますが、民生費の中で福祉部の関係について御説明をさせていただきたいと思います。

46ページをごらんいただきたいと思います。

八開総合福祉センター管理運営委託でございますが、前年に比べて伸びております。こちらにつきましては、老人福祉費で従来計上しておりました八開の事業等につきまして、こちらに統合した関係で伸びたものでございます。

そのページの一番最下段でございますが、地域福祉計画策定委託でございます。22年度、23年度にかけまして地域福祉計画の策定に取りかかるものでございます。

続いて、51ページをごらんいただきたいと思います。

障害者地域生活支援給付事業でございます。こちらが一番下のところで福祉ホーム事業でございますが、こちらにつきましては22年度から取り組みをしておるものでございます。

続きまして、55ページをごらんいただきたいと思います。

生活扶助費でございます。保護世帯につきましては徐々にふえている状況でございます。高齢者等の働けない方、あるいは病気で医療費がかさんでいるような方などふえている状況でございます。

続きまして、58ページをごらんいただきたいと思います。

2段目でございますが、老人福祉センター管理事業でございます。平成22年度から指定管理者制度の導入によりまして、介護保険特別会計より一般会計の方に移ってきておるものでございます。

続きまして、65ページをごらんいただきたいと思います。

64ページ、65ページでございますが、児童手当と、続いて子ども手当でございますが、児童手当につきましては、21年度をもって廃止となっております。22年度から子ども手当となりました。児童手当につきましては、2月・3月分を6月に支払った関係で、一部こちらの方に計上されております。子ども手当につきましては、支払い月の関係で22年4月から23年1月分までをこちらの方で上げております。

福祉部は以上でございます。

続いて、市民生活部長より説明をさせていただきます。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは市民生活部に係るものを御説明させていただきます。

69ページをお開きください。

こちらでは、福祉医療費、障害者等医療費、扶助費につきまして、年平均受給者数が985人、扶助費につきましては1億4,730万6,733円でございます、対前年度比1.97%の増となりました。

次に、70ページをお願いいたします。

こちらでは、後期高齢者福祉医療費でございます。こちらにつきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、従来の福祉給付金制度から後期高齢者福祉医療制度に変更をして、一部負担金の支払いが困難な者に対しまして医療費の自己負担分を助成しているものでございます。その扶助費の関係でございますが、年間平均受給者数1,346人、扶助費につきましては1億1,575万8,969円となりまして、対前年度比6.62%の増と相りました。

次に、後期高齢者医療費の関係では、後期高齢者該当者の健康診査委託費としまして1,877万6,425円、愛知県後期高齢者医療広域連合へ療養給付費等で4億7,768万2,141円の支出をいたしました。

71ページの方へお目をお願いしたいと思います。

子ども医療費の関係でございます。こちらにつきましては、平成22年度より従来の小学校3年生から対象者を拡大いたしまして、小学校6年生までの入通院及び中学校1年生から中学校3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成したものでございます。これによりまして、ゼロ歳から就学前までの入通院で1億2,361万6,842円、小学校1年生から小学校6年生までの通院で1億383万655円、小学校1年生から中学校3年生までの入院で1,297万4,157円、合わせますと扶助費で2億4,042万1,654円となりまして、対前年度比24.39%の増と相りました。

環境課の関係でございます。72ページの方をお願いいたします。

環境衛生費におきまして、地球温暖化防止対策の一環といたしまして、また市民のクリーンエネルギー利用の積極的な支援ということで、住宅用太陽光システムの設置に対しまして999万6,000円の助成をいたしました。

その下段の方へお目を通していただきたいと思います。

総合斎苑の建設費でございます。まず、建設工事の設計監理委託料としまして2,213万9,000円、総合斎苑建設工事といたしまして8億5,380万4,350円、そして総合斎苑の火葬炉の設置工事で2億827万8,000円と相りました。

次に、健康推進課の関係でございます。75ページの方をお願いいたします。

個別予防接種委託、こちらは1億1,087万8,640円となっておりますが、中でも、日本脳炎予防接種は、平成21年6月から新ワクチンによる接種が可能となったこと、また、平成17年度から5年間予防接種を受けられなかった人に対する特例措置によりまして、ここに記載のとおり、接種者数が大幅に増加をいたしました。

2枚おめくりをいただいて、78ページをお開きください。

こちらでは、子宮頸がん等の3ワクチンの予防接種につきまして、緊急促進事業として県補助金を受けながら、平成22年度新規助成事業として1,413万1,000円の支援を行ってまいりました。

た。

1枚おめくりいただいて、80ページをごらんいただきたいと思います。

妊婦・乳児健康診査委託料が対前年度比30.67%増の4,066万6,020円となっておりますが、これは、21年度から妊婦健康診査の回数が5回から14回に増加をしておりますこと、さらには、平成22年度から超音波検査や子宮頸がん検査等追加がされまして、妊婦健康診査内容を充実したことによるものが主な原因で、妊婦の異状、早期発見、早期治療につながったものによるものと思っております。

次は、経済建設部長より御説明を申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部所管の主な部分について説明をさせていただきます。

84ページをお願いいたします。

経済関係についてでございますが、農業振興費の負担金、補助及び交付金についてでございますが、地域農業振興事業として93万3,000円でございますが、これは、JAあいち海部が蒸気土壌消毒機を購入して、花卉生産者を中心とする利用組合へ貸し出すことで、各農家の防除の徹底、経費の削減を図る事業へ補助を実施したものでございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

水田農業構造改革対策費についてでございますが、生産調整助成金といたしまして、加工用米補助が1,694万5,500円、集団転作作物種子代が164万8,184円、集団転作作物824万920円の支援を行っております。

続きまして、86ページをお願いいたします。

農業土木関係でございます。湛水防除事業負担金としまして3,319万2,740円、地盤沈下対策事業負担金としまして1,452万4,580円でございます。これは、県等が施行しました事業費を流域面積割等により負担をし、排水機及び排水路等の整備を図ったものでございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

土地改良施設整備事業補助金でございます。全体で8,997万7,391円でございますが、これは、各土地改良区がその改良区内において実施した単県事業、基盤整備促進事業、小規模かんがい排水事業、緊急農地防災事業及び適正化事業等に対して、その事業費の一部を補助することによりまして、排水路等の整備を図ったものでございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

農地・水・環境保全向上活動支援事業における共同活動を実施した24地区に対しまして1,148万4,000円を交付して支援を行ったものでございます。

続きまして、90ページをお願いいたします。

商工費関係でございますが、商工会への補助金としまして5,201万5,000円を助成しまして、商工会の健全な育成発展を図りました。また、商工業振興資金保証料補助金399万5,600円、そして商工業振興資金融資預託金4,000万円によりまして、中小規模商工業者の経営振興を図ったものでございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

土木費関係でございます。道路維持費の工事請負費において2億2,189万7,283円を支出しまして、93ページの道路新設改良費の工事請負費において8,929万4,300円を支出いたしまして、市道整備に充てたことによりまして、通行者の安全と利便性の向上を図ったものでございます。

また、公有財産購入費で7,028万8,386円の支出でございますが、市道整備のための必要な用地の確保をいたしました。

続きまして、94ページをお願いいたします。

都市計画関係でございます。民間木造住宅耐震診断委託料として450万円でございます。これは、旧基準木造住宅の耐震化を促進するため、対象となる木造住宅の耐震診断を行ったものでございます。

続きまして、95ページをお願いします。

勝幡駅周辺整備の関係で、実施設計委託料として528万1,500円を支出しております。また、公有財産購入費としまして4億4,418万1,321円でございますが、勝幡駅周辺整備事業に伴う用地を社会資本整備総合交付金を活用しまして、海部津島土地開発公社から買い戻しをいたしております。

続きまして、民間木造住宅耐震改修費補助金としまして720万円でございますが、木造住宅の倒壊等による災害防止を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施したものに対しまして、助成を行ったものでございます。

以上でございます。

続きまして、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○議長（大宮吉満君）

時間も大分たちました。ここで、お昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時30分からといたします。よろしくお願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

それでは、続いて提案説明をしていただきます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、9款の消防費の主なものについて御説明させていただきます。

96ページをごらんください。

まず、常備消防費の住まいの安全チェックですが、住宅火災の死者の発生及び出火防止を図るため、各家庭を訪問して防火・防災対策の聞き取り調査を行っておりまして、住宅用火災警報器の設置率につきましては58.5%であり、前年度と比較いたしますと約7%ほど高くなっております。

次に、予防関係の事業でございますが、96ページ下段の火災予防啓発活動事業から、97ペー

ジ中ほどの住宅用火災警報器普及啓発事業までの各事業を実施して、防火思想の普及を図っております。特に住宅用火災警報器につきましては、設置したことによって大事に至らなかった事例集を全世帯に配布し、普及啓発に努めました。

次に、1枚はねていただいて、98ページをごらんください。

上から5段目になりますが、AED（自動体外式除細動器）の設置事業につきましては、保健センター等9施設に整備いたしまして、これまでの設置を含め市内公共施設48カ所への設置となりました。

99ページから100ページ上段まで、職員の教育資格取得を記載しておりますが、消防業務に必要な各種資格と教育を計画的に修得させております。

次に、非常備消防費ですが、100ページの下段をごらんください。

各種訓練及び出動手当であります。昨年度は海部地方を代表して県操法大会小型ポンプ操法大会に出場しており、一般訓練等の延べ人数が2,216人と、前年度比較で500人ほど増員しております。

次に、101ページ下段の火の見やぐら等解体工事につきましては、火の見やぐら6カ所、消防団車庫3カ所の解体工事を行いまして、平成20年度からの3年間で撤去要望のありました団車庫はすべて撤去でき、残すところは火の見やぐらと水管干し場となっております。

以上が消防関係費でございます。

続いて、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

それでは、10款教育費の主なものについて御説明させていただきます。

102ページをごらんいただきたいと思います。

学校教育課の教育委員会費におきまして、特別支援教育支援員を小学校5校と中学校1校に配置し、学校の円滑な運営を図りました。

106ページをごらんいただきたいと思います。

小学校費におきまして、建物耐震補強工事を佐屋小学校、佐屋西小学校、市江小学校の3屋内体育館と西川端小学校の南校舎の4小学校の耐震補強工事を実施し、平成22年度で市内小・中学校の耐震工事がすべて実施できました。

続きまして、公有財産購入費で、永和小学校と佐屋小学校の合わせて460.06平方メートルの学校用地の借地をお願いしておりました地主様から買い取り申し出がありましたので、買収をさせていただきました。

ちょっと飛びますが、113ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育課の社会教育総務費におきまして、愛西市・サクラメント愛知県人会等交流事業としまして、中学生12名と一般2名の合わせて14名を派遣し、移民として活動された歴史等を学びながら、現地での交流やショートステイ等を通して人的交流を実施いたしました。

続きまして、117ページをお開きいただきたいと思います。

公民館運営費におきまして、佐屋公民館のホール舞台機構制御盤等改修として、舞台つり物

の制御関係の工事を施行し、舞台上の安全性を図りました。

また、文化財費におきまして、特別展を開催し、合わせて917名の多数の市民の皆様にご来場をいただきました。

続きまして、社会体育課におきましては、平成23年度から指定管理者制度を導入し、体育館、スポーツ施設等の管理運営を委託するため、指定管理者の募集を行ってまいりました。

続きまして、少し飛びますが、131ページをお願いいたします。

学校給食課の学校給食管理費におきまして、5の調理委託として単独調理校の6校と八開給食センターの給食調理業務を民間業者に委託をさせていただきました。

続きまして、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

一般会計の決算の説明につきましては、以上でございます。

なお、実績報告書の最後になりますけれども、173ページ以降に参考資料としまして、市債に関する調べ、また175ページに基金残高一覧表を添付させていただいておりますので、後ほど御精読をいただきますようお願いいたします。

次に、財産に関する調書につきましては、総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、恐れ入ります。ここで、財産に関する調書について補足的な説明をさせていただきますと思います。

決算書をお手元の方にお出しいただけないでしょうか。

決算書の330ページをお願いしたいと思います。

この調書につきましては、一応財産ということで、土地、建物それぞれ年度末現在におけるそれぞれの数値的なものをここで表示をしておるわけでございますけれども、この市の財産につきましては、先ほど実績報告書の中でも触れさせていただきましたように、平成20年度から3カ年にかけて、いわゆる市有財産台帳の整備を進めてきたわけでありまして、そして、この3年間の間に行政財産、普通財産すべてを洗い直したという状況であります。そして、整備をいたしました台帳をもとに、今回財産に関する調書の様式も、ごらんいただきますと非常に細かく分類をしたわけでありまして、この調書の様式は、総務省の公共施設状況調査、これは毎年1回総務省の方からこの調査があるわけでございますけれども、これは全国的に実施されます。その様式に準拠をさせていただきました。そして、従来の様式、これは21年度の決算書をごらんいただいて比較していただくとわかりますように、いわゆる従来の様式というのは行政財産のみの記述でありましたけれども、今回は行政財産はもとより、いろいろご指摘をいただきました懸案事項でありました普通財産、それから土地開発基金保有地の分まで区分けを明確にして、整理をさせていただきました。

そして、この中で起債区分の増減の大きな項目といたしましては、行政財産、いわゆる公共用財産の学校区分、これは従来、学校区分という一つのくくりで示しておりましたものを、小学校と中学校に区分し、明確に数値を置きました。

あわせてこの行政財産の増加の大きな要因がもう一つございます。それは、以前にも議会で御指摘をいただきました、旧八開村が土地開発基金で購入した土地を行政財産として直接位置づけておりました、財産に関する調書に計上がされていなかったということが、今回の調査を進めてきた中で判明をしたわけであります。当時、八開村が土地開発基金で取得した3万3,000平米ほどの財産があるわけですが、これが調書に計上していなかった。いわゆる別扱いで整理をしていたということで、それを今回の台帳整備とあわせて、この調書に計上させていただきます。見ていただきますように、3万二千四百九十何平米という面積がふえておりますけれども、残りすべてではありません。増減をしておりますので、約それに近い数字が今回、旧八開の土地取得特別会計で取得したその土地についてそれぞれの項目に振り分けをさせていただきますことによって増となっております。そういった御理解をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、今回こうした形で財産区分が明確になったことによりまして、今後は普通財産、それから土地開発基金保有資産の活用方法、売却も視野に入れた財産の有効活用といえますか、市としての方針をきちっと出していく必要があるのではないかとこのように図っておりますし、いずれにしても有効利用を図っていきたいという考えに変わりはありません。

そして、この財産台帳の中で、この調書の一番下に注意書きで書いてありますように、この調書には道路及び水路というものを計上しておりません。しかしながら、今回の財産台帳の整備の中で、全体の道路、水路も当然把握しております、数値的なものは。しかしながら、この調書の方では記載上の問題もありまして省いておりますので、それだけ御理解がいただきたいと思っております。そういったことで、今回調書をこういうふうに整備をさせていただきましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、再度、実績報告書の135ページをお願いしたいと思います。

認定第2号の土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出ともに2,856万7,425円という決算額でございます。そして、決算の内容につきましては、これも一応議会の方でも御説明申し上げますように、今回、学校給食センターの代替地の売り払い収入と、それから当然基金から発生する利息を積み立てるといような決算の内容であります。

次に、136ページの方をごらんいただきますと、それぞれ土地開発基金で保有しております土地の運用状況、それと土地開発基金、いわゆる現金ですね、土地も含みました運用状況を表にして記載をさせていただいております。なお、不動産、不動産価格、この年度中の減少分につきましては、給食センター等の売り払い収入を価格に置き直した数字というとらえ方で御理解がいただきたいと思っておりますし、年度中の増加分につきましては、当然、普通財産の中に道路的なものも含んでおります。と申しますのは、一たんここで計上させていただいて、後には行政財産という位置づけの中で、当然買い戻しという形をとらなければなりませんので、一たんこの中で整理をさせていただいておりますので、その点だけ御理解がいただきたいと思っております。以上です。

次に、市民生活部長より説明申し上げます。

## ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、認定第3号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

この関係につきましては、137ページから145ページにかけて記載がしております。

まず、137ページの方の事業勘定であります。これにつきましては、歳入決算額71億7,517万2,322円、歳出決算額66億2,740万8,767円でありまして、差し引き5億4,776万3,555円を全額平成23年度へ繰り越すというものでございます。

歳入の関係ですが、国保税が15億9,795万6,622円、収入未済額が5億312万4,646円となっております。現年度分の徴収率につきましては93.30%となっております。歳入全体につきましては、対前年度比1.4%の減、歳出につきましては0.9%の増となっております。

次に、142ページの直営診療施設勘定についてでございます。

こちらは、歳入決算額1億6,597万4,330円、歳出決算額1億4,050万5,987円となっております。差し引き2,546万8,343円を全額平成23年度へ繰り越すものでございます。歳入全体につきましては、対前年度比2.7%の減、歳出につきましては5.4%の減となっております。

続きまして、認定第4号：平成22年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

146ページをお願いいたします。

こちらは、歳入決算額1,917万6,679円、歳出決算額1,917万6,679円でございます。老人保健医療費の支払いがほとんどでございまして、平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、平成22年度までの3年間、この特別会計の設置が定められているものでございまして、平成22年度をこの特別会計へ計上の最終年度となる関係がございまして、対前年度比、歳入で89.8%の減、歳出におきましては88.7%と大きく減っております。

続きまして、認定第5号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

147ページの方をごらんいただきたいと思っております。

平成20年4月1日より始まりました制度でございまして、75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害者等が対象になっております。

歳入決算額5億2,056万7,019円、歳出決算額5億1,666万6,406円となっております。差し引き390万613円を全額平成23年度へ繰り越すものでございます。

歳入のほとんどが保険料でございまして、一般会計からの繰入金を加えまして、そのほとんどを後期高齢者医療広域連合に負担金として支払うものでございます。対前年度比、歳入におきまして4.9%の増、歳出におきましては4.8%の増となっております。

次は、福祉部長より御説明を申し上げます。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、認定第6号：介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

最初に、保険事業勘定でございます。平成22年度の決算の状況でございますが、歳入決算額33億7,932万379円、歳出決算額33億1,607万3,805円、差し引き額6,324万6,574円を平成23年度へ繰り越しをいたしました。

はねていただきまして、150ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況でございますが、介護保険料は7億4,416万4,545円で、全体の22%となっております。その他の主な歳入といたしましては、支払基金交付金9億1,897万2,401円、国・県支出金合わせまして10億5,695万8,695円というふうになっております。

②番で歳出の状況でございますが、保険給付費が30億5,067万3,829円と、全体の92%を占めておりまして、昨年比べて4.7%の伸びとなっております。

続きまして、151ページをごらんいただきたいと思います。

被保険者の状況でございますが、22年度末で1万5,943人で、21年度に比べ1.6%の伸びとなっております。

認定申請件数でございますが、2,656件で、21年度に比べ7.7%の伸びとなっております。

153ページをごらんいただきたいと思います。保険給付費の内訳でございます。

154ページを開いていただきますと、予防給付費の内訳となっております。要介護者の増加、介護ニーズの増大から、年々増加をしている状況でございます。

159ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定でございます。21年度に比べまして大幅に減額となっております。一般会計の方でも少し触れさせていただきましたが、佐屋老人福祉センターの維持管理経費、あるいは佐織老人福祉センターの委託料等が指定管理者制度の導入によりまして、一般会計へ移ったことによる減額でございます。22年度からは、要支援1・2の方を対象といたしました予防給付に係るケアマネジメントを実施する地域包括支援センターの経費のみというふうになっております。歳入歳出決算額3,797万2,967円ということになっております。以上でございます。

続きまして、上下水道部長より説明をさせていただきます。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、認定第7号の農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

内容につきましては、161ページから165ページでございます。

162ページをお願いいたします。

施設管理費におきます修繕料で、立田区域で供用開始から5年を経過しました施設の機械等のオーバーホールを実施したものが主なものでございます。八開区域におきましては、各処理場の機器による取りかえであります。

管理組合維持管理請負料として、佐屋区域、立田区域の各管理組合へ費用としてそれぞれ支払いをしております。

163ページにおきましては、八開区域の各処理施設の維持管理等の委託をそれぞれしております。

次の164ページをお願いいたします。

処理施設維持管理補助金としまして、二つの管理組合に補助しております。

コミュニティ・プラント事業費につきましても、管理組合維持管理請負料ということで、管理組合へ費用としてお支払いをしております。

農業集落排水事業としましては、以上であります。

続きまして、認定第8号：公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてでございますが、内容につきましては166ページからでございます。

167ページをお願いいたします。

平成22年3月末公共下水道が供用開始となり、供用開始区域において受益者負担金等を賦課徴収しております。下水道事業受益者分担金賦課対象区域としまして、筆数1,858、面積50万415.49平方メートル、負担金額2億9万500円となっておりますが、そのうち除外、徴収猶予対象、減免対象、上限控除対象額を記載のとおり控除及び減額を行っております。納付の状況につきましては、下段表のとおりであります。

下水道事業区域外流入分担金につきましては、筆数126、面積3万7,136.10平方メートル、負担金額1,485万900円ですが、そのうち除外、徴収猶予対象、減免対象、上限控除対象額を記載のとおり控除及び減額を行っております。納付の状況につきましては、下段表のとおりであります。

下水道事業受益者負担金につきましては、筆数1,715、面積33万5,689.90平方メートル、負担金額1億3,421万2,100円で、そのうち除外、徴収猶予対象、減免対象、上限対象額を記載のとおり控除及び減額を行っております。納付状況につきましては、下段表のとおりでございます。

168ページをお願いいたします。

処理区分内人口等でございますが、千引、古瀬、佐屋第4・佐屋第5処理分区の供用開始面積は、合計で120.5ヘクタール、処理分区人口8,094人、接続済み人口2,243人、水洗化率27.71%であります。公共下水道接続数、これは公共ます数でございますが、月別接続数は表のとおりで、佐屋地区、佐織地区の合計で780件となっております。

処理汚水量、有収汚水量及び使用料の状況は、表のとおりとなっております。

169ページをお願いいたします。

公共下水道水洗化促進事業としまして、供用開始された地区へ水洗便所等改造資金のあっせんをし、利子補給を行いました。

170ページにおきましては、浄化槽雨水貯留施設転用費として、転用工事に要した対象費用の3分の2以内、1基当たり10万円を限度として補助しました。

171ページをお願いいたします。

水道管移設等補償費としまして、管路施設工事に伴い支障となります水道管など移設補助をそれぞれしております。

172ページをお願いいたします。

日光川下流流域下水道事業負担金としまして、建設事業負担金5,762万円ほどを県へ支払いをしております。

維持管理負担金としまして1,461万円ほど県へ支払いをしております。

公共下水道事業としましては、以上でございます。

続きまして、水道事業会計決算ですが、決算書の方で御説明をさせていただきます。

決算書の334ページをごらんいただきたいと思います。

認定第9号：平成22年度愛西市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度愛西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、本市議会の認定に付する。本日の提出、市長名でございます。

それでは、最初に335ページ、336ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支の関係でございますが、収入の部で、決算額について申し述べさせていただきますと、水道事業収益として4億5,337万9,227円ございました。収益的支出の関係で、水道事業費用ということで4億6,985万1,359円ございました。

支出のうち大きなものとしまして、営業費用で4億5,447万2,907円でございますが、これにつきましては、動力費、県水の受注費、修繕費等の分でございます。支出の96.7%を占めております。

次に、はねていただきまして、資本的収支でございます。これも一番上段の方で、合計で決算額8,507万8,000円となっております。

支出の方でございますが、1億4,529万177円ということになりました。

なお、一番下の段でございますが、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,021万2,177円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の339ページにつきましては、損益計算書を掲載させていただいております。一番下から3段目に、当年度純損失というところがございますが、2,258万7,763円ということで赤字となっております。

なお、この水道事業につきましては、347ページ以降に各明細書、356ページ以降に事業実績報告書等を掲載させていただいておりますので、後ほど御精読をいただければ幸いに存じます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第24・報告第2号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第24・報告第2号：平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、報告第2号：平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明をさせていただきます。

この報告につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項及び22条第1項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付して議会へ報告するものでございます。

次ページの写しをお願いいたします。

表の上段、愛西市健全化判断比率の段をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結赤字額が生じておりませんので、数値に計上はございません。実質公債費比率につきましては5.9%、将来負担比率につきましては17.9%となっております。国が示しております中段の早期健全化基準値及び下段の財政再生基準値をいずれの項目の数値も下回っているという結果となっております。

次のページをお願いいたします。

公営企業会計における資金不足比率について御説明いたします。

水道事業会計、農業集落排水事業等特別会計、公共下水道事業特別会計のいずれも赤字額及び資金不足額が生じておりませんので、数値の計上がございませんので、よろしく願いをいたします。

以上で報告とさせていただきます。

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、認定第1号から認定第9号までの平成22年度決算についてと、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、審査意見書について、監査委員の中村文子議員より審査結果の報告をしていただきます。

中村議員、よろしく願いいたします。

#### ○24番（中村文子君）

それでは、報告させていただきます。

平成22年度愛西市一般会計・愛西市各特別会計及び愛西市水道事業会計決算審査の報告をいたします。

初めに、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付された平成22年度愛西市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成23年7月8日から7月27日まで実施をいたしました。

平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、決算の係数は正確であるか、財政運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら、慎重に審査を実施いたしました。

その結果、平成22年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、実質収支に関する調書、各関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、事務事業はいずれも関係法令に準拠しており、また財産については、公有財産、物品、基金の調書などと係数は符合し、適切に執行されており、その内容は正確であると認めました。

また、基金の運用状況についても、係数は正確であり、各基金の設置目的に沿って安全かつ

有利な方法で運用管理がなされていることを確認しました。

一般会計の決算では、歳入総額は231億2,137万5,276円、歳出総額は215億7,681万965円で、歳入歳出差引額は15億4,456万4,311円となり、形式収支額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支額は14億3,470万5,311円となっております。前年度と対比しますと、歳入総額が4億497万8,180円で1.7%、歳出総額4億2,019万2,067円で1.9%と、それぞれ減少していますが、実質収支額では6,609万4,053円多く、4.8%の増加となっております。

次に、土地取得特別会計初め7特別会計の決算は、歳入133億6,010万3,008円、歳出126億1,086万1,814円となり、前年度に比べ、歳入では6億4,974万8,200円で4.6%、歳出では5億419万9,618円で3.8%と、歳入歳出ともに減少しております。

このほか審査の詳細については、さきに配付されております平成22年度愛西市決算審査意見書を参照していただきたいと思っております。

なお、審査の過程において意見及び要望事項がありましたので、御報告いたします。

平成22年度予算は、平成20年に策定された総合計画のまちの将来像である「人々が和み、心豊かに暮らすまち」の実現を目指し、「和み」「ゆとり」「安心」「快適」「便利」「健やか」の六つの基本理念に基づき、予算編成に取り組んでおられ、国の経済不況対策に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金も活用し、各種事業が進められました。

昨年の決算を振り返りますと、公立保育園園舎耐震補強工事や公民館初め各公共施設の改修工事を実施するとともに、学校施設では、建物耐震補強工事を推進した結果、平成22年度において全小・中学校の耐震補強工事が終了しております。加えて、勝幡駅周辺整備事業、PFI手法を取り入れた学校給食センター建設事業、並びに公共下水道事業なども継続して推進され、総合斎苑建設事業においては、平成22、23年の2ヵ年にわたり工事が施行されております。

また、中学校終了時までの子ども手当の支給を初め、子ども医療費助成の拡充や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業などの実施、老人福祉センターなどへの指定管理者制度導入など、一層の市民サービス向上や経費削減にも努められていることがうかがえます。

日本経済は、平成20年秋の世界的な金融危機以来、景気後退局面が続き、雇用情勢は依然と厳しい状況にあり、また地球温暖化や環境問題や社会保障制度に対する不信感から、将来への不安感が増大したことなどにより、個人消費が低迷し、デフレによる景気抑制の状況が続いております。

当市もこれらの影響を受けて、市税は年々減少し、逆に歳出面では、扶助費の増加や総合斎苑、給食センターなどの公共施設の建設費の増加により中・長期的な財政需要が見込まれ、これまでのような高水準の公共サービスの供給を行うことがなかなか難しくなりつつあります。

国においては、三位一体改革により、国庫補助金、負担金の廃止、縮減、地方交付税総額の削減、国税から地方税への税源移譲が実施されるとともに、平成22年6月には地域主権戦略大綱が閣議決定されております。その中には、地域主権改革がうたわれ、今後、国庫補助金の一括交付金化や今まで都道府県が行っていた事務事業を基礎自治体である市に権限移譲が進められていくことになると思われ、行政の自立が一層求められます。

さらには、3月11日に発生しました東日本大震災の復興費用が23兆円にも上るとの政府の試算の新聞報道もあり、国への負担も非常に大きく、こうした状況は地方自治体にも少なからず影響があるかと思えます。

このような中で、先ほども申し上げましたが、市税収入は減少してきておりますので、自主財源の確保に向けて市税などの収入率の向上や不納欠損額の削減に一層取り組まれるよう要望します。

市税や国民健康保険税などの滞納による未収金の増加は、市の財政運営に支障を来すのみならず、税負担の公平性の見地からも一層の滞納処分の的確な実施、滞納を発生させない初期の迅速、的確な対応をお願いします。

地方財政の厳しさが増大する中、拡大の一途をたどる公共サービスのすべてを自治体が担うことは困難な状況にあります。民間が担うことができるものは民間にゆだねつつ、さらなる公共サービスの維持向上と経費の削減を図られることを望むものであります。

昨年3月には、愛西市行政改革第2期推進計画が策定され、将来にわたり持続可能な財政運営ができるように、財政目標として平成27年度に向けて財政指標の目標数値がそれぞれ定められております。ぜひともこれらの目標が達成されるよう、行政改革を推進し、健全な財政運営に努められるよう要望します。

市民ニーズは年を追うごとに多様化、高度化してきております。このような市民ニーズに的確にこたえていくためには、職員一人ひとりが市民とともに地域づくりに真剣に取り組むことが必要であると考えます。

このためには、職員みずから自己研さんに励むとともに、職員研修への積極的な参加により、知識の習得や能力開発を図られるよう要望します。

また、平成21年度から取り組んでいる職員提案制度による職員からの提案の有効活用や、パブリックコメント制度並びにまちづくり市民会議などを通して、市民と行政の協働のさらなる推進を望むものであります。

以上、意見並びに要望を加え、平成22年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査報告といたします。

次に、平成22年度愛西市水道事業会計決算の報告をいたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成23年6月6日から6月28日まで実施をいたしました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成22年度愛西市水道事業会計歳入歳出について審査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

平成22年度愛西市水道事業会計の歳入歳出決算に当たっては、各書類が関係法令に準拠し、調整されているか、決算の係数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、会計経理事務は関係法令に適合し、正確に処理がなされているか、事業運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類などを照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案し、慎重に審査を実施した結果、その内容は的確であると認めました。

経営状況については、総収益 4 億 2,925 万 6,010 円に対し総費用 4 億 5,184 万 3,773 円で、差し引き損益は 2,258 万 7,763 円となっております。そのほか審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成 22 年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において意見、要望事項がありましたので、報告いたします。

昨年も申し上げましたが、合併後に会計は一つになったものの、いまだ八開と佐織に分けて経理が行われており、事務の煩雑化が解消されておられません。今後においては、水道料金の統一とともに、会計経理の統一も図られるよう要望します。

水道料金は、水道会計の唯一の自主財源であります。水道料金の滞納額は戸別訪問などにより毎年減少してきており、未納者対策の成果がうかがえますが、今後も滞納整理の強化を図り、滞納額の縮減に努められるよう要望します。

事業経営については、現下の社会情勢を十分踏まえるとともに、一層の経営合理化に努め、市民のための水道としてより安全で良質な水の安定供給が行えるよう、一層の努力を望むものであります。

以上、意見並びに要望を加え、平成 22 年度愛西市水道事業会計の決算審査報告といたします。

引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成 23 年 7 月 20 日から 8 月 2 日まで実施をいたしました。

平成 22 年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、その係数は正確であるかなどに重点を置き、記載した書類の審査を実施いたしました。その結果、関係法令に準拠し作成されており、その係数は正確であることを確認いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりですが、若干申し添えさせていただきます。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標を言っております。本市の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全化判断比率においては、赤字額が発生しておりませんので、健全であることを確認いたしました。

また、実質公債費比率については 5.9%、将来負担比率についても 17.9%と、それぞれ早期健全化基準値を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとうかがえます。しかし、財政状況を判断する際には、他の財政指数もあわせて考える必要があります。本市は、財政力指数はあまりよくありませんから、今後も財政の健全性を保つため、一層の努力が必要と考えます。

次に、資金不足比率であります。この比率は、地方公営企業法の適用を受けて、企業会計方式により経理される法適用企業の愛西市水道事業会計と、地方公営企業法の適用を受けずに経理される法非適用企業の愛西市農業集落排水事業等特別会計及び愛西市公共下水道事業特別会計の 3 事業会計が対象となっております。この 3 事業会計とともに、資金の不足額は発生し

ておりませんので、健全な状況であることを確認いたしました。

以上が、健全化判断比率及び資金不足比率についての御報告であります。

以上で、審査結果の報告といたします。

○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・陳情第8号から日程第29・陳情第12号まで（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第25・陳情第8号：郵政民営化抜本見直しに関する陳情について、日程第26・陳情第9号：愛西市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を要望する陳情について、日程第27・陳情第10号：定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情について、日程第28・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、日程第29・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって、提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・決算特別委員会の設置について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第30・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がありました認定第1号から認定第9号の平成22年度決算9件につきましては、委員会条例第6号の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号の平成22年度決算9件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、7名としたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は7名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、近藤健一議員、八木一議員、吉川三津子議員、下村一郎議員、大野則男議員、島田浩議員、竹村仁司議員の7名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後2時28分 休憩

午後 2 時33分 再開

○議長（大宮吉満君）

再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させていただきます。

○議会事務局長（服部秀三君）

失礼いたします。決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には近藤健一議員、副委員長には八木一議員であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月20日午前10時から開催を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

ここで、教育部長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○教育部長（水谷 勇君）

議長のお許しをいただきましたので、1点御報告をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条におきまして、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに、公表することとされております。

本日、平成22年度の報告書を例年同様に議席へ配付させていただきましたので、御一読をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月6日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後 2 時35分 散会

